

費につきましては、前年度比26.6%、1億4,685万6,000円の減で、4億591万3,000円を予定いたすものでございます。

内訳でございますが、1目事務費については、職員1名分の給与費など1,089万7,000円。

2目第4次拡張事業費については、前年度に引き続き平山浄水場監視制御装置の近代化を図るための改造工事や、老朽管更新事業などの工事費のほか、これらに係る設計委託料及び清水町浄配水場更新に係る実施設計委託料で2億8,050万円。

3目水源開発費については、長井ダム使用権に係る負担金で、18年度長井ダム建設事業費101億9,500万円の千分の5に相当する負担額に、企業債リスクを含め、5,311万6,000円を計上いたしております。

次のページ、水道36をお開きください。

4目配水施設整備費につきましては、市道道路改良工事及び公共下水道工事に伴う配給水管布設替工事や消火栓新設工事などを見込み、5,700万円を計上いたしております。

5目資産購入費は440万円の計上で、量水器や器具及び備品購入費などでございます。

2項企業債償還金につきましては、前年度より2.6%、510万5,000円減の1億9,210万3,000円を計上いたしたところでございます。

以上、平成18年度長井市水道事業会計予算の概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○小関勝助委員長 概要の説明が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○小関勝助委員長 休憩前に復し、午前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、2番、内谷重治議員より、遅刻する旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

平成18年度長井市各会計予算案に関する総括質疑

○小関勝助委員長 それでは概要の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ここで総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

初めに、順位1番、議席番号16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 初めにきょうの通告は2点ありまして、1点が改定介護保険法の問題、それから2点目が「はり・きゅう・マッサージ助成事業」の問題、この2点について質問いたしますので、よろしくご答弁の方、お願いいたします。

最初に福祉事務所長にお尋ねをいたします。2000年の4月にスタートした介護保険は、5年ごとの制度見直しが義務づけられて、昨年10月から見直しが行われ、そしてことし4月から新たな制度が実施されようとしております。そこで、長井市で実施を計画しているその主な内容について、お尋ねをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 今回の改正の主な内容としては、まず予防重視でございま

+

す。これ以上介護度が進まないように予防を重視すること。

2番目にはこれまで施設志向が強かったわけですが、それを在宅の方で高齢者の方をお世話していくというふうなこと。3番目としては地域に密着した介護保険事業ということで、地域密着型の創設ということが、大きく今回の4月の改正では行われるというふうになっております。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 ことし4月から実施される介護保険料の改定について、お尋ねをいたします。

現行の介護保険料の基準額は月3,447円、年額で4万1,300円となっておりますが、新しい保険料はどのように計画をしているのか、また計画策定に当たって留意した点についてお聞きをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ことしの4月からの介護保険料については、ただいま議会で審議していただいているところでございますが、これまでの所得区分でいただいている所得段階が、5段階から6段階になるというふうなことを、まず大きな改正点でございまして、これまでの第2段階が新第2段階、新第3段階ということで分けられるということが大きくあります。

それで、保険料の方でございますが、この新しい段階で申しますと、第1段階が2万5,600円、第2段階も2万5,600円同じです。第3段階が3万8,400円、第4段階が5万1,300円、第5段階が6万9,200円、第6段階が8万7,200円ということで、標準が第4段階になりまして、こちらが4,276円ということで、これまで3,447円の標準の方の保険料が4,276円、約24%の引き上げということで、議会の方に提示しているところでご

ざいます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 新しい介護保険料の1号被保険者の保険料設定見込み額が月額4,276円という数字であります。これは県内では酒田市が4,293円、続いて米沢市が4,288円と、それに次いで3番目に高いということになるわけですが、なぜそのような設定となったのか、お尋ねをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。長井市の保険料については、これから3年間平成18、19、20の3年間の全体のサービス量を推計しまして、それでもって算出したということでございます。それだけ長井市の方での介護保険の利用のサービス量が多いということなものですから、それを割り返したところ、委員おっしゃるような料金と、今のところ推計として第3位ぐらいになるのではないかとというふうなことで見ておるところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 この内容について、酒田市が今のところ先ほど申し上げましたように、4,293円と県内では高い方ではありますが、どのような違いが、酒田市の資料も持ってこの設定の際の資料にされたのか、それとも結果的にこうなったのか、その点はどうかですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 他市の状況というのは、これは参考にはしておりません。長井市ではこのような高齢者数、それから認定者数が3年後にはこのぐらいになるのではないかと、2年後、1年後の推計しまして、長井市の高齢者数とサービス利用者数を算定しまして、それでもって保険料を算出したということでございます。

- 小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員 次に、市民税課税世帯に属する人の基準額が大幅に高く設定されているわけでありますが、それが特別養護老人ホームなどに入所している方、特に本人自身が市民税非課税で、同一世帯の方が課税世帯だというふうな場合など、これが大きな負担増としてつながっていかないものかどうか、これについてお答えをお願いいたします。
- 小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
- 宇津木正紀福祉事務所長 このたびの改正につきましては、限度額を設定しまして、そこで負担増にならないような配慮がなされるということでございますので、その限度額以上の負担が出ないというふうなことの改正がなされているところでございます。
- 小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員 もう少し詳しくお願いいたします。
- 小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
- 宇津木正紀福祉事務所長 昨年10月に改正があった部分も含めまして、利用者負担金の上限額が定められまして、その負担額と差額の部分を保険者が支払うという補足給付がなされるということが一つあるということでございます。
- 小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員 何かちょっとわからないようですが、前へ進みましょう。改定介護保険法に伴って、施設入所者への居住費と食費が保険外、つまり全額自己負担になる。あるいはホテルコスト負担として昨年10月から実施されているわけがあります。それに伴ってデイサービスなど、通所系のサービスの食事負担の状況、あるいはまた生活保護世帯、あるいは市民税非課税世帯の、負担の上限額はどのようにな

っているのか、お尋ねをいたします。

- 小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
- 宇津木正紀福祉事務所長 食費の負担限度額につきましては、4段階に分かれておりまして、利用者負担段階が第1段階が300円です。第2段階が390円、第3段階が650円。それから第4段階から第6段階の方が1,380円、これすべて1日でございます。
- それから居住費の方の限度額につきましては、第1段階が0円、第2段階が320円、第3段階も同じ320円ということでございます。これはすべて多床室でありまして、第4段階から第6段階まで多床室の場合は320円ということでございます。
- 小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員 それはわかりましたが、同時にお聞きしているのは生活保護世帯とか市民税非課税世帯の負担の上限額についてはどうですか。
- 小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
- 宇津木正紀福祉事務所長 生活保護世帯については、生活保護費の介護費の方から支出されるということで、その給付された中から支払っていく形になっております。市民税非課税世帯で本人収入が80万以下の方については、食費の負担額が1日390円、多床室の負担が320円というふうなことになっております。これは両方とも1日当たりという負担額でございます。
- 小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員 そこで市長にお聞きをいたしますが、さきの国会で介護保険法が改定されまして、特別養護老人ホームなどの施設利用者からホテルコストという名で、居住費や食費を徴収する。そして軽度者が利用する介護サービスを制限する内容の法律が制定されたわけでありますが、年金収入が7万円ぐらいの場合、居住費、

+

食費、利用料の合計が8万5,000円となると
いう計算であります。これに対して政府
自身も負担が非常に重くなると認めている
のであります。

しかし政府は、このホテルコストを正当
化しているわけで、つまり自宅で介護を受
けている人と、施設で暮らしている人の公
平のためにこれを行うのだというふうな説
明を行っております。自宅の人は食費や光
熱水費を支払うのだから、施設に入所した
人も当然払うべきだというふうな理屈であ
ります。

しかし、施設入所をする方は、自分の家
を処分までして入所する人はいないわけ
です。自宅の家賃とかあるいは光熱水費の基
本料金を払いながら入所するわけで、いわ
ば二重払いになるというふうなことになる
わけでありまして。こうした政府の言い分
について、市長はどのようにお考えなのか、
ご意見をお聞かせいただきたいと思いま
す。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは政府が言うように、
どこにいても居住費とか食費というのはか
かるわけですから、それはやはりこういう
ふうに厳しい財政で、しかも福祉が伸び続
けてその福祉の予算の中でも子育ての方に
シフトをしなければいけないという今の状
況下では、やはり利用者負担ということに
なるのではないかと考えているところ
です。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 質問に答えており
ません。二重払いにならないかと、こう聞
いているのです。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 確かにひとり世帯なり老人
世帯もあると思いますが、世帯の大きい部
分はやはり家族でやられておられるわけ
ですから、それはなるべく二重にならないよ

うにということだろうと思います。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 二重にならないわ
けはないのです。うちもあるのですから。
ひとり世帯であってもあるいは家族のいる
世帯であっても、そのうちでかかる経費は
かかるわけです。したがって施設にいる人
だけが、それをかからなくてもいいとい
うことにはならないのではないかと。

昨年10月実施のこの改正介護保険で、施
設の居住費、食費が全額自己負担になった
ことによる県内施設の影響調査を、山形県
保健医協会が発表しております。私はその
アンケートのまとめ、介護保険事業者アン
ケートのまとめということで、12ページほ
どの資料を何とかして手に入れたわけであ
りますが、この調査によりますと、山形県
内の介護事業者のうち、介護施設、通所事
業者、ショートステイの584施設を対象とし
たアンケートであります。回収率は約50%
ということで、結果は居住費、食費の負担
増の影響が非常に大きいと。

そして施設の食費、居住費が全額自己負
担になったことによる経済的理由で施設か
ら退所したという人が、20名に上っている
と。あるいはまたとてもおれない、退所の
予定という方が6名おる。あるいは入所取
りやめが9施設に及んでいるという結果で
あります。このアンケートのまとめについ
ては、既に新聞報道にもあったわけですが、
この情報について福祉事務局長は手に入れ
ておられますか、どうですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務局長。

○宇津木正紀福祉事務局長 新聞報道でなっ
ているのは見たところでございます。それ
で調査もさせていただいたところござい
ます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 この保険医協会というのは、県内の開業医師あるいは勤務医が加入して、医師会の半数以上が加盟して、寒河江市の国井産婦人科のお医者さんが代表をしておられるということでもあります。こうした情報は非常に重要なもので、政策決定には欠かせないものであらうと思いますが、福祉事務所長も新聞報道で見たということでもあります、しからばその報道による感想はどのようなものになったか、お聞きいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 12月議会でも事業者の方の影響はないのかというご質問をいただいたときに、やはり調査しまして、それぞれの施設で非常に厳しい状況だということをお知らせしましたとおりに、やはり影響は出ているのかなというふうなところで感じていたところでございます。慈光園では160万円ほどの減収、リバーヒル長井では112万円ほどの減収が見込まれるというふうなことを調査した経過があるところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 この2000年の4月にスタートした介護保険、これ5年ごとの制度見直しが義務づけられて、昨年10月に最初の見直しが行われたわけでありまして。それでサービス面の充実として厚生労働省が盛り込んだのは、予防重視でありました。本来なら期待がこの予防重視に高まるのではないかなと、広がるのではないかなと思っておりましたが、しかし肝心の介護現場、利用者に広がったのは不安と心配、あるいは渦巻く批判ではなかったのかというふうに言われております。

その大きな理由は、調理、掃除、洗濯、買い物などの家事サービスの原則廃止の方

針が打ち出されたからであります。廃止の論理はこうなのです。この間軽度の軽い方々、軽度の介護状態の人が特にふえたと。そしてサービスを利用しているのに状態が悪化したという調査結果が出ているわけがあります。悪化の原因は家事サービスにあると。だから家事サービスを適正化する新しい予防サービス、いわゆる新予防給付事業を導入すると、厚生省はこれを予防重視の根拠づけにしたのであります。

このことが法案の昨年の6月国会の対決点となって、質問がそこに集中されまして、政府側は野党の質問の中で家事サービスが役立っている実例を示されると、ついにこれを評価しているというふうにご回答を得なくなつたのであります。在宅サービスを利用している軽度者、要介護1などの軽度者の84%が、この状態を改善維持していたという、厚生労働省自身の調査結果があったことが、結局この論戦に決着をつけたということは、記憶に新しいことでもあります。

そこで、福祉事務所長にお尋ねいたしますが、長井市においてこの訪問介護事業について、今後どのように実施していく計画であるのか、お聞きいたします。

○小関勝助委員長 ここで内谷重治委員が出席されましたので、お知らせします。

宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 軽度者につきましては、これまでもヘルパーさんが訪問しまして、続けていくということですが、特に予防も含めてこちらの軽度者についての訪問介護をしていくというふうにご考えておるところでございます。

介護者の方ができる限りのことを、ヘルパーさんと一緒に食事のつくり方とか一緒にしながら、これからもヘルパーさんが介

護を進めていくということ、あともう一つは筋トレなどについては本人の同意でなければこれはしないと、本人が希望した場合、筋力トレーニングとか予防事業を進めていくというのがこれからの考え方でございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 ぜひその方向で軽度者への介護について当たってもらいたいというわけでありますが、私が今申し上げたのは、国では新予防給付をどうしても介護保険制度の中に組み入れるというふうなことが理論的にも必要だったので、こういったことを言ったのではないかというふうに思うのです。

厚生労働省が生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護については原則行わないと、このように言っておりますが、この要支援の認定を受けている私の知り合いの70歳になる女性の方は、自分には心臓の疾患があつて、家事を行うと発作が起きて入院が必要な状況になるために、家事の援助がどうしても必要だと、このように訴えておるのであります。

こうした方のために、今福祉事務所長が言ったような家事代行型の訪問介護については、これまでどおり行うというふうな解釈でいいのですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 審査会の方でその人の詳しい状態を審査しまして、その人に合ったような訪問介護というようなことを、適切に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 個々の対応についてはそのようなことになろうかと思いますが、しかし実際には家事代行型の訪問介護

については、高齢者の生活機能を低下させるのだと、それに甘えてしまって。自分のできる機能が発揮されないでヘルパーさんに甘えてしまうので、結果的には機能を低下させるような結果に陥るのだというふうに国では説明して、そして新予防給付の事業を編み出したのです。

だからぜひ今福祉事務所長が言ったようなことで、そうではなくて、やはりこれまでのように家事代行型の訪問介護についてはこれまでのような形で進めていくと、そして新しく新予防の給付、これについても同時に進めていくという解釈でいいのですね。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 認定審査会でその人の状態を審査しまして、それでもってできる限りやれるところはヘルパーさんと一緒に、機能低下しないように、無理なところはヘルパーさんがするというふうなことで、予防も含めまして訪問介護を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 ぜひそのように進めていただきたいものだと。もちろんこれまでやってきたものをすばとやめるというふうなことはできないと思うのですが、ぜひお願いしたいと。

それからこの改定介護保険法の柱の一つであります介護保険に、新予防給付を新設したことであります。これについてお聞きしますが、これは介護保険の要介護度が低い軽度の人を新予防給付の方に移して、今福祉事務所長が話し出しましたような筋力トレーニングなんかの新しいメニューを入れていく一方で、訪問看護や通所介護などの既存のサービスは、内容、提供の方法、

提供期間などを見直すというふうに国では言っているのですね。だからそうでなくてやはりやれるところはヘルパーさんと一緒に、予防も含めてやるのだというふうな答弁は非常に重要な大切な答弁だと思うので、ぜひそれをお願いしたいと。新予防給付に移る方は何人ぐらいと見込んでおるのか、お聞きをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 新予防給付につきましては、虚弱の地域支援事業で対象となされる方は、全体高齢者の5%で400人、それから要支援1・2の軽度の方、こちらの方には200人ということで見ているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 私がいただいた資料ですと、第1号の方で要支援の人が172名おられると、要介護1の人が379名で、あわせて500人ぐらいの方々がおられるという資料があるのですが、今の資料ですと5%で400人というのはちょっと無理ではないのでしょうか。なんかそれでいいのですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいま長井市の要支援者が、認定者につきましては253人ということになっていまして、要介護の方が503人と。その中で居宅介護を受けられている方が要支援が172人、要介護が386人というようなことございまして、現在の要支援者が要支援1になりまして、要介護1の方が要支援1と要介護1に分かれるということなものですから、数字が現在のものとは違っていくというふうなことございまして。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 そうすると、つまりこの新予防給付に移るといふ方は、結局

何人になるのですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 大変失礼しました。ちょっと訂正させていただきたいと思っております。新予防給付の対象として、要支援1が大体250人、それから要支援2が300人、あわせて550人ということで、先ほど200人と申しましたのを訂正させていただきたいというふうに思います。

それから、虚弱の方の対象として、介護予防特定高齢者施策として地域支援事業対象者として8,000人の5%ということで、400人ということで見ているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 わかりました。それでこのたびの改定介護保険法は、施設の利用者負担の増加だけではなくて、施設の経営者にとっても非常に頭の痛いことだというふうに伺っております。

私も長井の人ではないのですが、ある施設経営者の話をお聞きいたしてきました。施設のホテルコストと食費が保険給付から外されて、あるいはまた調理人件費とか、光熱水費、諸経費がこれまで保険から給付されていた。このデイサービスの食事加算も廃止されて、全額入所者、利用者負担とされたのだと。その人のところでも、月の負担が3万円近くふえる保険料第4段階以上の入居者が15人近くおると。契約更新の相談で、世帯分離をすべきかどうかなど、切実な相談に毎日追われているというふうな話でありました。

一方で、施設はとんでもない減収という話であります。その施設では1,000万円の収入減となると。さらにことし4月からの介護報酬改定でさらに引き下げられて、5~6,000万円もの減収になるのではないかと

+

うふうに試算されているというふうに話しておられまして、これは職員のボーナスをゼロにしても足りない金額であると同時に、収入の1割を超える減収予測だというふうに話しておられました。

またこの人は入所者の中には口からの飲食ができなくて、チューブで鼻から栄養を注入するという、経管というのだそうですが、そういう措置とか、あるいは直接胃や腸に栄養を送る「胃ろう」と言われる措置だそうではありますが、そうした入所者がおると。そのためにこれ以上の職員は減らせない。またこの間の介護報酬の切り下げで、やむなく手をつけてきた職員の雇用条件や賃金も、これ以上引き下げたら働き手が確保できなくなるというふうに訴えておられたのであります。

そこで市長にお尋ねをいたしますが、高齢者の尊厳と人間らしい暮らしを保障する、こういう福祉の措置は、憲法第25条に基づく国と自治体の責務であるというふうに考えるものであります。低所得者に重い負担となっている保険料や、利用料を収入に応じた負担能力に改めること、あるいは在宅や施設の基盤整備の拡充、そしてよりよい介護保険にするためにどのようにしたらよろしいのか、ご意見をお聞きをいたしたいと思えます。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 まず基本的に高齢者の皆様に老後をしっかりと安定して過ごしていただくということは大事なことです。大事にしなければならぬことだということは、ご指摘のとおりだと思います。

ただ申し上げたいのは、やはりどんどん高齢化社会が進行して、高齢者の方がふえられて、福祉の予算もぐんぐん伸びて、しかしそれは財政を維持できないということ

はサービスが維持できないということになりますから、しかも子育て等にもシフトしなければいけないという現状をしっかりと見たときに、介護保険というのは、やはり保険料と給付でその介護をしていこうということでもありますから、みんなの助け合いが保険でありますから、この保険をしっかりと地についた、しかもバランスをとった施策に今後もしていくために、いろいろと国・県・市も知恵を出していかなければいけないというふうに思っているところであります。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 お話をお聞きしますと、第三者のような答弁のようであります。やはり現にこの施設を経営している方々、あるいはそこで入所して毎日を何とか生き延びようというふうに頑張っておられる方々には、今の話はちょっとよそよそし過ぎるのではないかと。やはり市の責任者としてもっと温かいセリフが必要ではないのかと。

もちろん長井市でもさまざまな今、福祉事務所長からお聞きしますと、具体的な施策を講じてやろうとしておられることはわかりましたけれども、考え方としては、やはりそれだけでは済まないのではないかと。いうふうに思うわけであります。

これからいろいろ新予防給付で、例えば筋力トレーニングやっているとそれで状態が改善したという方ももちろんおられると思うのですが、無理にそこに当てはめようとすると、かえってお年寄りの健康を害する可能性があっても、各地の例では見られるということも聞いておりましたし、なかなかそこは大変なことであろうと思うのですが、ぜひ介護保険の制度、そして高齢者の次の安らぎの場を幸せな状態で見守って

いくというふうな姿勢、施策が求められているのではないかというふうに思うわけがあります。

次の質問に入らせていただきます。はり・きゅう・マッサージの助成事業が、18年度から打ち切りとなるようではありますが、この事業は平成4年に高齢者の健康保持と増進を願って長井・西置賜鍼灸マッサージ師会が発起人となりまして、あるいはまたここに通っているいろいろマッサージを受けておられる、そして健康を願う市民の方々が、市民からの署名によって市議会に助成事業を請願して、議会で採択されて実施され続けてきた事業なのであります。この経過と状況について、福祉事務所長にお願いをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 はり・きゅう・マッサージ助成事業につきましては、ただいま藤原委員がおっしゃられましたとおり、平成4年度から開始されまして、70歳以上1,000円の券が5枚助成されておりました。16年からは70歳以上500円が6枚交付されまして、16年度では180人の方に1,080枚交付されたという実績でございます。置賜管内では実施しているのが米沢市、南陽市と長井市、去年まで三つの市がございました。

以上でございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 それでこの事業は、70歳以上の高齢者が申請をすれば、収入の多寡にかかわらず1回1,000円の助成金が5枚発行されて、市内の施術所ではり・きゅう・マッサージが受けられるという制度で、高齢者には評判の施策であったわけでありませう。

今話ありましたように、県内でも米沢市

や南陽市、そのほかの市でも実施しておりますが、予算額も総額50万円にも満たない助成事業であります。しかも米沢市、南陽市では1,000円券をずっと維持しておりますが、長井市では16年度から1枚500円に値切られて、ついには廃止というふうなことになるようではありますが、助成券の利用者が年間約200名もおられて、利用枚数も今話が出たように1,000枚を超しておるのであります。

この間市の老人クラブの連合会長さんとお会いして話をお聞きしたのですが、「どうしてこういう生きがいにも結びついたささやかな楽しみを、市では奪おうとしているのかな」というふうに漏らしておられました。

市長にお聞きいたしますが、この連合会長さんのつぶやきに、どのようにお答えになられますか、答弁を求めるものであります。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 先ほどのまず事実からいいますと、交付枚数は1,000枚を超えておりますが、交付された方は180名、そのうち16年度で言えば135名ということだろうと思っております。11年度から比べますと交付枚数もそうですが、利用された方も大体3分の1近くになっているというのが、今まず現状だろうと思っております。

私は冷たいとか言われますが、総合的にやはり財政を維持をしながら、バランスをとって施策をしなければいけないわけでありまして、そこはご理解をいただいた上で、例えば高齢福祉行政に長寿介護係と在宅介護支援センターあわせて11人の職員、これが人件費等で税金から出ているわけですし、それから介護保険特別会計に市が持ち出しているのが3億1,258万7,000円、老人保健

+

医療費給付事業会計で2億581万1,000円、この二つをあわせただけでも5億1,839万8,000円が現実に使われているわけでありませう。しかもこれはいずれもやはり高齢者がどんどんふえていきますから、伸び続けるわけでありませう。

この高齢者福祉に対する社会保障費をどうしようかというのは、国や県、地方自治体にとっては、やはりこれからのバランスをとっていく上で極めて大事なところでありませう。これは伸び続けるわけですから。しかも税収等は落ち込んでいくわけですから、少子高齢化で人口も減っていくわけですから、さらに加えてというか、やはり子育てと子供に対して非常に少ないではないかと。よく猪口大臣が言われるように、高齢者に7割使って、そして子供に3.8%ではないかと、これは何とか直さなければいかんと、こういうふうに言われておるわけですから。

そしてそれぞれにやはり知恵を絞って、この少ない中からやろうとしているわけでありませう、これまで確かに4年度から続けてまいった事業でありますけれども、ここは一たん、やはり枚数等も3分の1等であるわけだし、少しシフトをさせていただいて、やはり子育てと新たな要請されるところに助成をしていかないと、この福祉の予算についてはバランスをとっていきことができないというところが判断されたわけでありませう、ご理解をいただきたいと思ひます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 市長に申し上げますが、3分の1になったと、11年度から17年度までのこの利用を見ますと、16年度を見ますと利用者が3分の1ではないかと、こうおっしゃられますけれども、実施当時からぜひ市民の健康増進のためには非常に

いいのだというふうなことで、もっとどこにそういう施術所があるのか、どういう方法でこれを申し込むことができるのか、そういったPRをもっとしていただけないかと、あるいは交付券を市役所へ行って、もっと簡単にもらえるような方法がないのかということで、マッサージの鍼灸師会の方々が毎年要望しておったのです。

しかし一時は市報に掲載したり、いろいろなPRをしておった時期もあったのですが、最近ほとんどこういったPRも何もないというふうなことで、こういう制度もあることすら知らないという市民の方が多いのではないかとというふうに思うので、やはり単に3分の1に減ったのだというふうなことでこれを片づけるということではなくて、内容的にも市民の請願でこれが実ったというふうな内容でもありますし、その辺をぜひ市長にもわかっていただかないと、なんかしりつぼみになってしまったので、これはやむを得ないのだというふうな言い方で、この問題を片づけられては困るのではないかとというふうに思うわけでありませう。

いずれにしても、確かにこの財源とかあるいは少子高齢化の問題、さまざまな問題がありますけれども、もう少し生きがいにも結びついた施策、これが市民の皆さんにもしっかりとわかるような行政のやり方が、今求められているのではないかとというふうに思うわけでありませう。特にこれから始まろうとしている地域支援事業、高齢者の介護保険の事業については、特にこういったことが大切になってくるのではないかと、そうでないとやはり料金の問題が非常に前面に出て、それさえも先ほど申し上げましたように施設を退所するというふうな高齢者が、今全国的にもふえているのですね。

だからこういったことを防ぐ。

あるいはまた施設を本当に懸命になって維持するために、頑張っておられる施設の経営者の方々、こういった方々を市が後ろから応援していくというふうな姿勢が、これからどうしても必要になるのではないかというふうに思いまして、今いろいろな観点から、特に新しい介護保険をどのように使っていくのかという観点で、質問をさせていただきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○小関勝助委員長 次に順位2番、議席番号6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 私は通告に従いまして、二つの項目について質問をさせていただきたいというふうに思います。

その前に冒頭に、ようやく雪も消えまして、寒さも緩んだかなというふうに思ったところでしたが、ここ2日ばかりは、また冬に逆戻りというような感じがするきょうこのごろであります。厳しい豪雪でありましたが、ありがたいもので長井市に最後の傾斜配分というようなことで、特別交付税が5億3,700万円ですか、これが交付されたというようなことは、大変にありがたいなというふうに思っておる次第であります。

それでは初めに今後の財政展望というようなことで、質問をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

この質問につきましては、一般質問でも質疑がされておりますし、長井市の自立計画で中期展望として示されております。経済情勢が回復基調にあったとしても、当面は厳しい行政が続くものと思われ、今後5年間の財政収支の見通しでは、定員適正化に基づく人員削減、公債費負担適正化計画の中で、投資的経費の削減の継続をしたと

しても、依然として財政不足が見込まれると。このような財政不足を解消し、持続可能な財政運営をするには、基本または実施各計画の見直し、行財政改革での歳出削減、市税等の収納率向上、使用料・手数料、そして遊休地の有効活用というようなことが言われております。

こうしたことを踏まえながら、新年度予算書を見ながら思うわけでございますけれども、市税の中期展望の資料にもありますように、18年からの収支の見通しにおいては、歳入歳出の中で最大6億円、そして2億3,000万円というようなところまでのこの歳入欠損が出ると。

我々がこれまで5年間、行財政改革をなし遂げ、ようやく財政的にもちょっと展望的には開けたのかなというふうな様子がありますが、この18年、22年までの毎年の赤字を足していきますと23億円程度になると。一般会計でまたこういった借金が積み重なっていくというようなことは、やはり気持ちも改めていかなければならないのではないかなというふうに思ったところであります。

そこで、この予算書にあります、やはり市税ですね、特に市民税、個人分、法人分、それと固定資産税、軽自動車税というこの税についてでありますけれども、税務課長にお聞きいたしますが、調定見込額に対しましての収納率が毎年の予算書に記載されております。18年度においても98.7%ですね、個人分。法人分についても99.5%。そして軽自動車税には97.5%であります。このパーセントは、市民税の個人分については15年から18年まで同じ数字が上がっておるわけです。

こうした数字は、あくまでも調定額に対してこれくらい収納をしたいというふうな

+